

厚生労働省
長野労働局発表（6-56）
令和6年12月27日

担 当	職業安定部	職業対策課
	課長	吉村 光代
	課長補佐	澤井 栄治
	障害者雇用担当官	奥谷 和平
	電話 026(226)0866	内線 2365

令和6年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果

（令和6年6月1日現在）

～雇用障害者数・実雇用率ともに過去最高～

長野労働局（局長 みうら えいいちろう 三浦 栄一郎）では、長野県内における令和6年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けるとともに、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、それを集計したものです。

1 概況【法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%】

別添資料第1表「民間企業の雇用状況」参照

- ① 対象企業（40人以上規模）数は1,918社で、前年比9.5%（167社）増加
- ② 雇用障害者数は8,026.0人で、前年比4.8%（364.0人）増加し、**過去最高を更新**
- ③ 実雇用率は2.47%となり、前年比0.05ポイント上昇し、**過去最高を更新**
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は54.7%（1,050社）で、前年比7.6ポイント低下

2 規模別雇用状況、産業別雇用状況

別添資料第2表「一般の民間企業の規模別雇用状況」、第3表「一般の民間企業における産業別雇用状況」のとおりです。

3 雇用障害者数・実雇用率の推移、法定雇用率達成企業・未達成企業の割合 別添「グラフで見る障害者の雇用状況」のとおりです。

4 実雇用率及び法定雇用率達成企業割合の全国順位

別添「都道府県別の実雇用率等の状況（令和6年 障害者雇用状況報告）」のとおりです。

5 法定雇用率と実雇用率等の推移

別添「民間企業における障害者実雇用率等の推移（各年6月1日現在）」のとおりです。

※ 法定雇用率の具体的な説明については、別添「法定雇用率とは」をご参照下さい。

第1表 民間企業の雇用状況

令和6年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,918	325,561.0	8,026.0	2.47	2.41	54.7	46.0
	(1,751)	(317,259.0)	[7,004] (7,662.0)	(2.42)	(2.33)	【1,050】 (62.3)	(50.1)
前年比	9.5%	2.6%	4.8%	0.05	0.08	-7.6	-4.1

※[]内は実人員、【 】内は達成企業数

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和6年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
40～100人 未満	1,118	68,719.0	1,625.5	20.3%	2.37	1.96	54.6	44.3	537.5
	(937)	(60,358.5)	(1,491.0)	(19.5%)	(2.47)	(1.95)	(61.8)	(47.2)	(369.0)
前年比	19.3%	13.9%	9.0%	0.8	-0.10	0.01	-7.2	-2.9	45.7%
100～300 人未満	591	93,194.0	2,328.5	29.0%	2.50	2.19	56.0	49.1	450.0
	(615)	(97,047.0)	(2,369.0)	(30.9%)	(2.44)	(2.15)	(63.9)	(53.3)	(365.0)
前年比	-3.9%	-4.0%	-1.7%	-1.9	0.06	0.04	-7.9	-4.2	23.3%
300～500 人未満	107	39,189.0	915.0	11.4%	2.33	2.29	45.8	41.1	148.0
	(97)	(35,941.5)	(834.5)	(10.9%)	(2.32)	(2.18)	(56.7)	(46.9)	(105.0)
前年比	10.3%	9.0%	9.6%	0.5	0.01	0.11	-10.9	-5.8	41.0%
500～1,000 人未満	74	48,955.5	1,187.5	14.8%	2.43	2.48	60.8	44.3	118.0
	(73)	(48,300.5)	(1,119.0)	(14.6%)	(2.32)	(2.36)	(63.0)	(52.4)	(89.5)
前年比	1.4%	1.4%	6.1%	0.2	0.11	0.12	-2.2	-8.1	31.8%
1,000人以上	28	75,503.5	1,969.5	24.5%	2.61	2.64	53.6	54.7	54.0
	(29)	(75,611.5)	(1,848.5)	(24.1%)	(2.44)	(2.55)	(62.1)	(67.5)	(33.0)
前年比	-3.4%	-0.1%	6.5%	0.4	0.17	0.09	-8.5	-12.8	63.6%
計	1,918	325,561.0	8,026.0	100.0%	2.47	2.41	54.7	46.0	1307.5
	(1,751)	(317,259.0)	(7,662.0)	(100.0%)	(2.42)	(2.33)	(62.3)	(50.1)	(961.5)
前年比	9.5%	2.6%	4.8%		0.05	0.08	-7.6	-4.1	36.0%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

令和6年6月1日現在
()内は前年

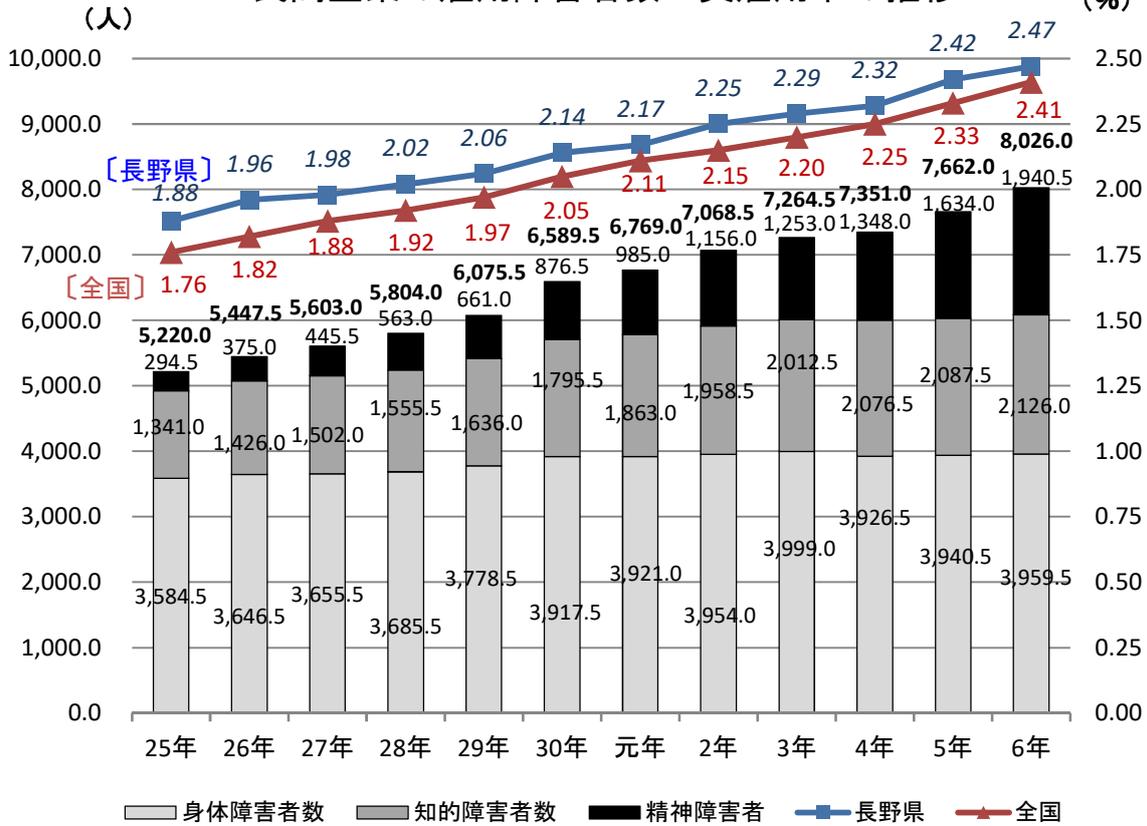
産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	15	909.5	51.0	0.6%	3.4	5.61	2.35	46.7	52.7	8.0
	(11)	(725.0)	(50.0)	(0.7%)	(4.5)	(6.90)	(2.38)	(72.7)	(59.8)	(3.0)
前 年 比	36.4%	25.4%	2.0%	-0.1	-1.1	-1.29	-0.03	-26.0	-7.1	5.0
建 設 業	92	9,480.5	193.0	2.4%	2.1	2.04	2.13	55.4	47.5	60.0
	(77)	(8,688.0)	(179.0)	(2.3%)	(2.3)	(2.06)	(2.09)	(63.6)	(51.1)	(39.5)
前 年 比	19.5%	9.1%	7.8%	0.1	-0.2	-0.02	0.04	-8.2	-3.6	20.5
製 造 業	732	138,887.0	3,271.5	40.8%	4.5	2.36	2.37	56.3	51.9	471.5
	(677)	(136,527.5)	(3,195.0)	(41.7%)	(4.7)	(2.34)	(2.32)	(65.1)	(57.0)	(330.5)
前 年 比	8.1%	1.7%	2.4%	-0.9	-0.2	0.02	0.05	-8.8	-5.1	141.0
情 報 通 信 業	51	7,263.0	136.5	1.7%	2.7	1.88	1.98	43.1	26.8	38.5
	(51)	(7,440.5)	(131.5)	(1.7%)	(2.6)	(1.77)	(1.91)	(49.0)	(29.9)	(30.5)
前 年 比	0.0%	-2.4%	3.8%	0.0	0.1	0.11	0.07	-5.9	-3.1	8.0
運 輸 業 郵 便 業	90	11,051.5	285.0	3.6%	3.2	2.58	2.45	62.2	52.6	47.0
	(86)	(10,756.0)	(260.5)	(3.4%)	(3.0)	(2.42)	(2.39)	(66.3)	(56.4)	(37.5)
前 年 比	4.7%	2.7%	9.4%	0.2	0.2	0.16	0.06	-4.1	-3.8	9.5
卸 売 ・ 小 売 業	241	42,844.5	959.0	11.9%	4.0	2.24	2.28	48.1	36.7	204.5
	(214)	(40,678.0)	(865.0)	(11.3%)	(4.0)	(2.13)	(2.21)	(55.1)	(40.5)	(158.5)
前 年 比	12.6%	5.3%	10.9%	0.6	0.0	0.11	0.07	-7.0	-3.8	46.0
金 融 ・ 保 険 業	20	9,518.5	197.0	2.5%	9.9	2.07	2.36	15.0	34.6	36.0
	(20)	(9,343.0)	(189.5)	(2.5%)	(9.5)	(2.03)	(2.29)	(20.0)	(39.9)	(27.5)
前 年 比	0.0%	1.9%	4.0%	0.0	0.4	0.04	0.07	-5.0	-5.3	8.5
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	31	3,334.0	55.5	0.7%	1.8	1.66	1.99	38.7	31.5	27.0
	(26)	(3,140.5)	(44.0)	(0.6%)	(1.7)	(1.40)	(1.96)	(46.2)	(37.9)	(21.0)
前 年 比	19.2%	6.2%	26.1%	0.1	0.1	0.26	0.03	-7.5	-6.4	6.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	37	3,180.5	42.0	0.5%	1.1	1.32	2.29	35.1	32.6	32.5
	(26)	(2,798.5)	(34.0)	(0.4%)	(1.3)	(1.21)	(2.20)	(34.6)	(35.2)	(24.0)
前 年 比	42.3%	13.7%	23.5%	0.1	-0.2	0.11	0.09	0.5	-2.6	8.5
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	57	17,505.0	422.5	5.3%	7.4	2.41	2.32	57.9	44.7	45.5
	(50)	(15,445.0)	(372.0)	(4.9%)	(7.4)	(2.41)	(2.23)	(66.0)	(48.8)	(31.5)
前 年 比	14.0%	13.3%	13.6%	0.4	0.0	0.00	0.09	-8.1	-4.1	14.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	51	5,184.5	182.5	2.3%	3.6	3.52	2.50	54.9	40.8	30.5
	(43)	(4,942.5)	(183.5)	(2.4%)	(4.3)	(3.71)	(2.46)	(62.8)	(45.7)	(20.5)
前 年 比	18.6%	4.9%	-0.5%	-0.1	-0.7	-0.19	0.04	-7.9	-4.9	10.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	30	3,073.0	45.5	0.6%	1.5	1.48	1.89	40.0	33.2	24.5
	(28)	(3,014.5)	(43.5)	(0.6%)	(1.6)	(1.44)	(1.81)	(32.1)	(36.7)	(20.5)
前 年 比	7.1%	1.9%	4.6%	0.0	-0.1	0.04	0.08	7.9	-3.5	4.0
医 療 ・ 福 祉	308	42,330.5	1,406.0	17.5%	4.6	3.32	3.19	64.6	58.3	155.5
	(286)	(48,374.0)	(1,484.0)	(19.4%)	(5.2)	(3.07)	(3.09)	(70.6)	(62.1)	(117.5)
前 年 比	7.7%	-12.5%	-5.3%	-1.9	-0.6	0.25	0.10	-6.0	-3.8	38.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19	13,729.5	320.0	4.0%	16.8	2.33	2.43	52.6	40.7	29.5
	(19)	(8,476.0)	(189.0)	(2.5%)	(9.9)	(2.23)	(2.23)	(52.6)	(46.8)	(21.5)
前 年 比	0.0%	62.0%	69.3%	1.5	6.9	0.10	0.20	0.0	-6.1	8.0
サ ー ビ ス 業	136	16,623.5	447.0	5.6%	3.3	2.69	2.39	52.9	45.4	93.0
	(129)	(16,263.0)	(434.5)	(5.7%)	(3.4)	(2.67)	(2.30)	(65.9)	(48.6)	(72.0)
前 年 比	5.4%	2.2%	2.9%	-0.1	-0.1	0.02	0.09	-13.0	-3.2	21.0
そ の 他	8	646.0	12.0	0.1%	1.5	1.86	2.46	50.0	44.0	4.0
	(8)	(647.0)	(7.0)	(0.1%)	(0.9)	(1.08)	(2.39)	(25.0)	(50.4)	(6.0)
前 年 比	0.0%	-0.2%	71.4%	0.0	0.6	0.78	0.07	25.0	-6.4	-2.0
計	1,918	325,561.0	8,026.0	100.0%	4.2	2.47	2.41	54.7	46.0	1,307.5
	(1,751)	(317,259.0)	(7,662.0)	(100.0%)	(4.4)	(2.42)	(2.33)	(62.3)	(50.1)	(961.5)
前 年 比	9.5%	2.6%	4.8%		-0.2	0.05	0.08	-7.6	-4.1	36.0% (346)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

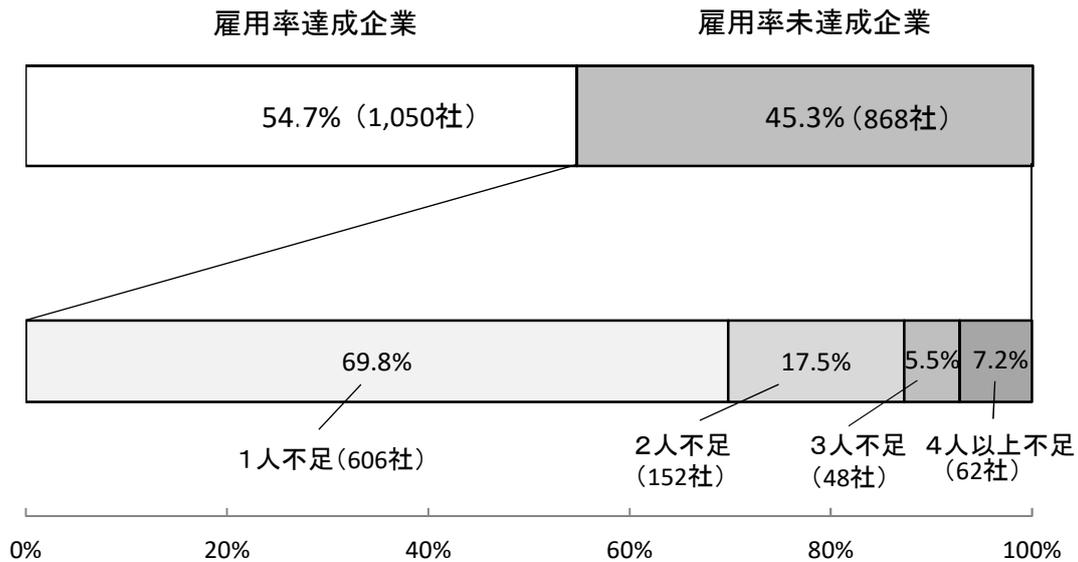
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



都道府県別の実雇用率等の状況（令和6年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.41	0.08	全国	46.0	△4.1	53,875	／ 117,239
1	沖縄	3.39	0.15	島根	66.3	△3.3	443	／ 668
2	奈良	3.00	△0.06	宮崎	63.5	△2.0	596	／ 939
3	島根	2.89	0.06	佐賀	62.6	△5.3	446	／ 712
4	長崎	2.88	0.03	鳥取	61.1	△3.1	316	／ 517
5	宮崎	2.87	0.21	大分	60.8	△4.3	598	／ 984
6	佐賀	2.87	0.07	奈良	60.5	△4.7	454	／ 750
7	和歌山	2.78	0.07	沖縄	60.0	△5.2	726	／ 1,209
8	大分	2.77	0.05	和歌山	59.0	△5.3	413	／ 700
9	山口	2.77	0.00	秋田	58.8	△5.4	521	／ 886
10	滋賀	2.66	0.14	三重	57.6	△4.3	822	／ 1,426
11	鹿児島	2.66	0.04	徳島	57.6	△5.8	323	／ 561
12	北海道	2.64	0.06	山梨	57.4	△3.4	405	／ 705
13	石川	2.61	0.12	長崎	57.4	△4.8	652	／ 1,135
14	福井	2.61	0.03	鹿児島	57.2	△3.8	826	／ 1,444
15	熊本	2.59	0.07	福井	56.7	△3.4	476	／ 839
16	岡山	2.58	0.00	高知	55.7	△7.9	338	／ 607
17	愛媛	2.57	0.06	岩手	55.4	△3.8	605	／ 1,093
18	鳥取	2.56	0.09	新潟	55.2	△5.3	1,204	／ 2,182
19	広島	2.54	0.06	香川	55.2	△1.9	535	／ 970
20	岐阜	2.53	0.06	福島	54.8	△1.9	901	／ 1,645
21	高知	2.53	0.02	長野	54.7	△7.6	1,050	／ 1,918
22	三重	2.52	△0.04	山口	54.4	△4.1	562	／ 1,034
23	岩手	2.50	0.08	滋賀	54.1	△5.1	560	／ 1,036
24	青森	2.49	△0.06	栃木	54.0	△4.3	815	／ 1,509
25	秋田	2.49	0.09	群馬	53.2	△2.9	1,003	／ 1,887
26	栃木	2.48	0.09	熊本	53.1	△6.3	779	／ 1,466
27	埼玉	2.47	0.05	岐阜	53.0	△3.2	950	／ 1,794
28	兵庫	2.47	0.11	山形	52.7	△4.5	550	／ 1,044
29	長野	2.47	0.05	石川	52.6	△3.1	666	／ 1,266
30	新潟	2.45	0.07	青森	51.6	△5.4	578	／ 1,121
31	大阪	2.44	0.09	静岡	51.4	△4.0	1,765	／ 3,433
32	京都	2.43	0.06	岡山	50.8	△5.2	872	／ 1,718
33	静岡	2.43	0.06	愛媛	50.2	△4.5	594	／ 1,183
34	福岡	2.43	0.05	北海道	49.5	△3.6	2,088	／ 4,218
35	徳島	2.42	0.02	宮城	49.4	△1.7	851	／ 1,724
36	福島	2.41	0.12	富山	49.4	△6.2	575	／ 1,165
37	神奈川	2.40	0.11	広島	49.1	△2.9	1,295	／ 2,636
38	千葉	2.40	0.02	京都	48.7	△5.0	1,059	／ 2,175
39	宮城	2.39	0.10	兵庫	47.9	△4.3	1,893	／ 3,948
40	山梨	2.37	0.12	福岡	47.5	△5.0	2,120	／ 4,463
41	山形	2.37	0.06	千葉	47.3	△5.3	1,490	／ 3,150
42	愛知	2.36	0.08	愛知	46.5	△5.0	3,459	／ 7,434
43	富山	2.36	0.04	茨城	45.6	△5.9	840	／ 1,842
44	群馬	2.35	0.07	埼玉	45.5	△4.1	1,844	／ 4,053
45	茨城	2.33	0.01	神奈川	43.7	△2.9	2,409	／ 5,512
46	香川	2.31	0.12	大阪	41.7	△4.4	3,982	／ 9,543
47	東京	2.29	0.08	東京	30.5	△3.9	7,626	／ 24,995

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考	
	長野	全国	長野	全国				
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	昭和51年 「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用に「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正 昭和63年～平成4年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 平成5年～平成17年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 平成18年～平成22年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) 平成23年～令和5年 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・身体障害者である短時間(0.5カウント) ・知的障害者である短時間(0.5カウント) ・精神障害者である短時間(0.5カウント) ※ ※平成30年から令和4年までは精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしていた。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。 令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者 令和6年以降 ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・身体障害者である短時間(0.5カウント) ・知的障害者である短時間(0.5カウント) ・精神障害者である短時間 ・重度身体障害者である特定短時間労働者 (0.5カウント) ・重度知的障害者である特定短時間労働者 (0.5カウント) ・精神障害者である特定短時間労働者 (0.5カウント)		
55	1.53	1.13	62.6	51.6				
56	1.55	1.18	63.6	53.4				
57	1.59	1.22	63.5	53.8				
58	1.56	1.23	63.0	53.5				
59	1.57	1.25	64.7	53.6				
60	1.57	1.26	66.1	53.5				
61	1.51	1.26	65.8	53.8				
62	1.48	1.25	62.3	53.0				
63	1.59	1.31	60.2	51.5				
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6				
2	1.64	1.32	60.5	52.2			1.6%	昭和62年 「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称 平成16年4月～ 除外率一律10%ポイント削減 平成22年7月～ ・除外率一律10%ポイント削減 ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入 令和6年4月～ ・雇用率制度に特定短時間労働者(週の所定労働時間10時間以上20時間未満)を算入
3	1.65	1.32	61.6	51.8				
4	1.67	1.36	60.2	51.9				
5	1.72	1.41	60.8	51.4				
6	1.73	1.44	61.3	50.4				
7	1.72	1.45	60.1	50.6				
8	1.74	1.47	60.0	50.5				
9	1.75	1.47	61.4	50.2				
10	1.75	1.48	60.8	50.1				
11	1.70	1.49	54.8	44.7				
12	1.73	1.49	55.1	44.3				
13	1.74	1.49	55.5	43.7				
14	1.69	1.47	54.0	42.5				
15	1.67	1.48	51.8	42.5				
16	1.61	1.46	50.6	41.7				
17	1.62	1.49	51.6	42.1				
18	1.67	1.52	53.0	43.4	1.8%			
19	1.68	1.55	53.3	43.8				
20	1.69	1.59	56.7	44.9				
21	1.72	1.63	54.9	45.5				
22	1.78	1.68	56.9	47.0				
23	1.82	1.65	57.0	45.3				
24	1.83	1.69	60.9	46.8				
25	1.88	1.76	53.5	42.7				
26	1.96	1.82	57.2	44.7				
27	1.98	1.88	59.5	47.2				
28	2.02	1.92	60.2	48.8				
29	2.06	1.97	60.9	50.0				
30	2.14	2.05	56.5	45.9				
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0	2.0%			
2	2.25	2.15	58.8	48.6				
3	2.29	2.20	56.8	47.0				
4	2.32	2.25	58.1	48.3				
5	2.42	2.33	62.3	50.1				
6	2.47	2.41	54.7	46.0				
7	2.47	2.41	54.7	46.0				
8	2.47	2.41	54.7	46.0				
9	2.47	2.41	54.7	46.0				
10	2.47	2.41	54.7	46.0				
11	2.47	2.41	54.7	46.0				
12	2.47	2.41	54.7	46.0				
13	2.47	2.41	54.7	46.0				

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 5%
(40.0人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 8%
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- (36.0人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- (37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。